

九都県市同時発表

**九都県市が連携して広告宣伝車の屋外広告物規制に取り組んでいます！**

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、九都県市首脳会議での合意に基づき、令和5年6月から6回にわたり広告宣伝車の課題について整理し、広告宣伝車の屋外広告物規制のあり方について検討を行いました。

都市部の繁華街では、都県境を越えて行き来する広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴って走行しており、良好な景観を損なうことに加え、交通事故を引き起こす懸念があります。

これは繁華街を抱える大都市に共通する課題であり、都市の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するためには、九都県市で連携して対策を講じる必要がありました。

検討の結果、広告宣伝車の規制にあたっては、屋外広告物条例や制度に関する事業者等の理解が十分でないことから、九都県市が連携して広報の取組を行うこととしました。

併せて、広告宣伝車で使用されている灯火装置に係る「道路運送車両の保安基準」の遵守に関する普及啓発について、国に要望を行うこととしましたので、お知らせします。

**1 チラシによる普及啓発**

共通のチラシ（別添1）を活用し、広告宣伝車事業者等に対して周知していきます。

**2 国への要望**

広告宣伝車で使用されている灯火装置に係る「道路運送車両の保安基準」の遵守に関する普及啓発について、東京都が九都県市を代表して国に要望を行います。

(1) 実施時期

令和6年5月21日（火曜日）

(2) 要望先

国土交通省

(3) 要望内容

要望書（別添2）をご覧ください。

**3 その他**

広告宣伝車の規制の在り方について、九都県市で共通認識をまとめました。

URL：<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/sendensha/9tokenshi.html>

※要望の詳細については、東京都までお問合せをお願いします。

東京都都市整備局都市づくり政策部屋外広告物担当

電話：03-5388-3335

お問合せ先

都市整備局景観調整課長 立石 孝司 Tel 045-671-2006

# ～広告宣伝車（アドトラック）事業者の皆様へ～ 屋外広告物条例をご確認ください！

許可がなければ条例違反になることがあります

次の場所・位置がある自治体の屋外広告物条例を必ずご確認ください。  
 広告宣伝車を走行させる場所       車両の使用の本拠の位置

## 広告デザインへの配慮は十分ですか？

- 交通安全に配慮したデザインですか？  
 周囲の景観と調和したデザインですか？  
 公共空間で不特定多数の人が見ることに配慮したデザインですか？

（公社）東京屋外広告協会の自主審査基準を参考に、  
 広告デザインの自主チェックにご協力をお願いします。

- ・車体利用広告デザイン自主審査基準（車体共通）
- ・広告宣伝車自主審査基準



（公社）東京屋外  
 広告協会HP

## 関係法令を遵守していますか？

- 音の大きさの基準を遵守していますか？  
 道路交通法等を遵守し、交通安全に配慮していますか？



## 九都県市首脳会議 ～以下の1都3県5政令市の連携した取り組みです～

自治体名	担当部署名	電話番号
埼玉県	都市整備部 都市計画課	048-830-5528
千葉県	県土整備部 都市整備局 公園緑地課	043-223-3279
東京都	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	03-5388-3335
神奈川県	県土整備局 都市部 都市整備課	045-210-6209
横浜市	都市整備局 地域まちづくり部 景観調整課	045-671-2648
川崎市	建設緑政局 道路河川管理部 路政課	044-200-2814
千葉市	都市局 都市部 都市計画課 都市デザイン室	043-245-5307
さいたま市	都市局 都市計画部 都市計画課	048-829-1409
相模原市	都市建設局 まちづくり推進部 建築政策課	042-769-9252

## 広告宣伝車で使用されている灯火装置について

現在、都市部の繁華街では、派手な色遣いや過度な発光を伴って低速で周回走行する広告宣伝車が、都市景観や交通安全などの面で問題となっている。

広告宣伝車の照明方法については、内照式や外照式のほか、最近では荷台にLEDビジョンを搭載したものも見受けられる。

このような車両の中には、歩行者や運転者にとってまぶしく感じるような強い光や注意力を削ぐような動画・画面切替の広告を表示して走行している広告宣伝車もあり、交通安全上の問題が懸念される。

そもそも「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 42 条では、「その他の灯火等の制限」として、自動車に備える灯火の基準について詳細に定められており、現在走行している広告宣伝車について、こうした基準が遵守されているのか疑問がある。

特に、LEDビジョンについては、個々のLED素子は光度が低いものの、その集合により画面を構成しており、外観上は画面全体として発光するものであるため、LED素子単体ではなく画面全体が一つの灯火として扱われているところであるが、LEDビジョンの画面全体としての光度は、灯火の基準を超過している可能性が高いと思われる。

これらの課題は、九都県市にとどまらず全国に波及する可能性があるため、広告宣伝車で使用されている灯火装置に関し、下記のとおり要望する。

### 記

「道路運送車両の保安基準」第 42 条の「その他の灯火等の制限」に定める

とおり、自動車に備えることができる灯火の光の色、点滅、光度の制限は、緊急車両等の例外的なものを除いた自動車に対して制限されている。

こうした「その他灯火等の制限」の遵守に関し、自動車検査などの機会を通じた車両の所有者、使用者への普及啓発や、必要に応じて街頭検査を行うなど指導をしていただきたい。

令和6年5月21日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座 長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎